

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 管 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房長
増 子 宏

(印影印刷)

令和 2 年 7 月 豪雨における被災地域の復旧・復興に向けた
文部科学省関係の支援施策について（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和 2 年 7 月 豪雨は、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害をはじめ、道路や鉄道、水道等のライフライン、農業や観光産業等地域の産業に甚大な被害をもたらしました。これまで文部科学省では、「令和 2 年 7 月 豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（令和 2 年 7 月 7 日 付け 2 文科施第 133 号）を通知し、様々な取組をお願いするとともに、支援してきたところです。

緊急に対応すべき施策については、政府の令和 2 年 7 月 豪雨被災者生活・生業再建支援チームにおいて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」が 7 月 30 日に取りまとめられました。（参考）

文部科学省としては、被災地域の復旧・復興に向けた支援として

①被災地における通学支援、学習・就学支援、心のケア等

②国公立学校・社会教育施設、文化財等の災害復旧事業の支援

に取り組むこととしています。具体的な支援施策は別添のとおりです。御不明な点等あれば、別添の各支援施策の担当課までお問い合わせください。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号）第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共

団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、必要に応じて周知していただくようお願いします。

(参考) 被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

http://www.bousai.go.jp/pdf/r2ooame_saiken_pack.pdf

(本件連絡先) 大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付 企画係
電話 03-5253-4111（内線 2319）

令和2年7月豪雨における被災地域の復旧・復興に向けた文部科学省関係の支援施策

①被災地における通学支援、学習・就学支援、心のケア等

施策名	施策概要	担当課	電話番号
小・中学生のための通学支援	令和2年7月豪雨に伴い、通学困難となった小・中学生に対して、都道府県及び市町村がスクールバス等の運行などの通学支援を行う場合、その一部を補助する。(補助率1/2)	初等中等教育局 財務課	03-6734-2027
教職員加配	令和2年7月豪雨に伴う被災児童生徒に対する学習支援等を行うため、公立学校への教職員定数の追加措置を行う。 (義務教育費国庫負担金(補助率1/3)等による措置)	初等中等教育局 財務課	03-6734-2038
学習指導員・スクール・サポート・スタッフ等の追加配置	令和2年7月豪雨に伴う被災児童生徒に対する学習支援や教員の負担軽減等を行うため、公立学校への学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の追加配置に必要な経費を支援。(補助率1/3)	初等中等教育局 財務課	03-6734-3704
スクールカウンセラー等の派遣	被災した児童生徒の心のケア等を行うため、公立学校へのスクールカウンセラー等の追加配置に係る経費を支援する。(補助率:1/3)	初等中等教育局 児童生徒課	03-6734-3299
公立高等学校等に在学する生徒に対する家計急変への支援	地方公共団体が家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置に要した経費を支援する。 (補助率) ・公立の高校等、私立の高等専門学校等 1/2 ・国立高校等、国立高専、海上技術学校 10/10	初等中等教育局 修学支援プロジェクト チーム	03-6734-3567
被災児童生徒就学支援等事業	大規模災害に被災し、経済的に就学が困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施した場合、支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、必要な経費を支援する。(補助率:2/3)	初等中等教育局 修学支援プロジェクト チーム	03-6734-4671
国立大学法人授業料等免除	被災した国立大学の学生の修学機会の確保(各大学が被災学生を対象に行う独自の授業料等免除の実施に必要な経費を支援)	高等教育局 国立大学法人支援課	03-6734-3324
高等専門学校授業料等免除	被災した国立高等専門学校の学生の修学機会の確保(年間授業料相当額を支援)	高等教育局 専門教育課	03-6734-3347
独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用及びJASSO災害支援金の支給	災害救助法の適用地域及びそれに準じる地域で被災した学生・生徒の修学機会の確保	高等教育局 学生・留学生課	03-6734-3051
高等教育の修学支援新制度	家計が急変し修学が困難となった学生等を対象に、随時申込みを受け、家計急変後の所得による支援対象者の判定を実施し、修学機会を確保する。	高等教育局 学生・留学生課	03-6734-3496
私立大学等への授業料減免等支援	被災した私立大学等の学生の修学機会の確保(大学等による授業料減免事業に係る所要額の一部を補助)	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2028
教育の質の向上を図る学校支援経費(教育相談体制の整備)	都道府県が私立高等学校等におけるスクールカウンセラー等の活用について助成を行う場合、その一部を補助	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2547
被災した子供等に対するスポーツ・遊びの機会の提供	被災自治体のニーズに応じて、小学生を中心とした子供の居場所作りのため、関係機関とともに被災した子供等へのスポーツ・遊びの機会を提供する。	スポーツ庁 健康スポーツ課	03-6734-2688

②国公立学校・社会教育施設、文化財などの災害復旧事業の支援

施策名	施策概要	担当課	電話番号
国立大学法人等施設災害復旧事業	被害を受けた国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構)の施設の災害復旧事業に要する経費(定額)を補助する。	大臣官房 文教施設企画・防災部 計画課	03-6734-2300
国立大学法人等設備災害復旧	災害により被害を受けた国立大学等の教育研究設備の復旧に必要な経費を支援	高等教育局 国立大学法人支援課	03-6734-3339
国立高等専門学校設備災害復旧	被害を受けた国立高等専門学校の教育研究設備の復旧	高等教育局 専門教育課	03-6734-3347
私立学校施設災害復旧事業	激甚災害によって被害を受けた私立学校の施設の災害復旧事業(法律補助)等について、設置者に対し補助を実施	高等教育局 私学部私学助成課	03-6734-2773 03-6734-2774
公立学校施設災害復旧事業	被害を受けた公立学校施設の災害復旧事業に要する経費の3分の2(離島等の場合は5分の4)を補助する。	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)	03-6734-3036
私立専修学校等災害復旧事業	学校法人及び準学校法人が設置する専修学校の令和2年7月豪雨による災害に係る災害復旧に要する経費の2分の1を補助する。	総合教育政策局 生涯学習推進課	03-6734-3280
公立社会教育施設災害復旧事業	激甚災害(本激)により被害を受けた、特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、文化施設、体育館、運動場、水泳プール等)の災害復旧事業において、法律等に基づき、補助事業に要する経費の2/3を補助。	総合教育政策局 地域学習推進課	03-6734-2969
被災文化財の災害復旧	国指定等文化財の所有者等に対し、令和2年7月豪雨により被害を受けた国指定等文化財を確実に後世へ継承するために、早急に保存・修復等の措置を講じる。(災害復旧事業については、通常の補助率に20%を加算(上限85%))	文化庁 文化資源活用課	03-6734-2863